

1-(9)-③.保健室で行う心と体の支援について

保健室では学校保健安全法に基づき、学生の皆さんが、健康に関心を持ち、自分自身で健康を守りながら心身ともに健康で、充実した学生生活が送れるようにサポートしています。健康上のあらゆる相談、性の相談、応急処置、簡単な検査（尿検査、血圧測定等）、健康に関する情報提供、近隣の医療機関の紹介などに応じていますので、気軽に利用してください。

また医師、看護師、臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士等の資格を持つ本学教員の協力体制も整っています。

a. 応急手当・健康相談・保健指導

学校において急な傷病者について応急処置をします。体調が悪い時は、休養することができます。「薬事法」の規定により、内服薬は一切準備していません。普段飲んでいる薬がある場合は、常備してください。保健室で対応できない場合は、医療機関への紹介・連絡を行います。

心身の不安や問題に関する健康相談や、栄養相談、日々の学生生活での不安や悩みに対応します。保健室が開いている時間であれば、いつでも受付します。お気軽に、相談にいらしてください。プライバシーは厳守します。校医による健康相談もあります。また、身長計、体重計、体組成計、血圧計があります。自分の健康状態の把握や管理に役立ててください。

b. 定期健康診断・保健調査

毎年4月に全学生対象に健康診断を実施しています。身体測定・血圧測定・視力検査・尿検査（糖及び蛋白）・結核（胸部X線間接撮影）・内科検診を行います。結果は就職活動や実習に必要なになります。自分自身の健康管理のため全員必ず実施してください。なお、健康診断に際し保健調査を行います。緊急時の連絡先や心身の健康状態、生活状況等を調べる為、問診票の記入及び保健調査票の記入をしてください。個人情報に厳重に管理し、学生のみなさんの健康支援に役立てます。

健康診断の結果、有所見者については、再検査等のお知らせをします。本学の指示に従ってください。

c. 医師による健康相談

医師による健康相談を年2回（前期と後期）保健室で行います。身体の不調不安等、健康に関する相談が何でもできます。日程が決まり次第掲示しますので保健室で予約をしてください。

※保健室で行う行事の詳細は、掲示の確認や直接保健室に問合せってください。保健室から学生の皆さんへの連絡は主に掲示板にて行います。よく見るようにしてください。

保健室利用時間 担当者在室時間は、9：00～17：45です。

担当者 〈常勤〉看護師1人〈非常勤〉1人～2人（看護師、社会福祉士等）
不在時は、事務部学生・教務課へ利用を申し出てください。

保健室電話番号 054-623-8478

d. 健康に関する情報提供

近隣の医療機関、各種パンフレット、応急処置の方法等を情報提供しています。

e. 「健康診断証明書」の発行について

すべての学生は、証明書自動発行機から「健康診断証明書」が発行できます。必要な場合は各自発行してください。なお、健康診断証明書発行には、学生証が必要で1通200円がかかります。

〈発行できない場合〉

- ・大学で健康診断を受けていない。
- ・大学で健康診断を受けたが、再検査を受けていない項目がある。
- ・健康診断の結果、精密検査を受けるように指示されたが、まだ保健室に結果を報告していない。
- ・医療機関で治療中または経過観察中の疾患があり、主治医に意見書を書いてもらうよう指示されているが、まだ保健室に提出していない。
- ・その他保健室から呼び出しを受けている。

f. 感染症予防について（出席停止について）

学校保健安全法に定められた感染症に罹患した場合、学校保健安全法第19条により出席停止となります。学校感染症に罹患した場合、十分療養してください。

※大学において予防すべき感染症の種類

第1種

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルス）、中東呼吸器症候群（MERS コロナウイルス）、特定鳥インフルエンザ

第2種

インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎

第3種

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス・パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（注）

（注）：その他の感染症とは、流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）、溶連菌感染症、A型肝炎、

B型肝炎、マイコプラズマ肺炎、手足口病、EBウイルス感染症などです。

医師から感染の恐れがあるため、登校を控えるよう指示された場合は出席停止となります。必ず医師に確認してください。

〈出席停止となった場合の対応〉

感染症と診断され出席停止となった場合、届け出が必要になります。通学・出席の許可に関しては医師の証明が必要です。以下の対応をしてください。

- ① 本学所定の様式の「感染症罹患届」と「通学・出席許可証明書」を受診の時に持参しましょう。

本学所定の様式は巻末の様式集からコピーまたは、本学ホームページの『在学生の方へ』から **Active Academy** にログインし web フォルダからプリントアウトする。または、学生・教務課や保健室にもあります。

- ② 医療機関に受診し、学校感染症と診断された場合は、持参して本学の「感染症罹患届」と「通学・出席許可証明書」に医師に記入してもらう。

〈注意！〉

忘れた場合は医療機関の診断書でも可能ですが、次の内容の記載が必要です。

疾患名・治療予定期間・登校可能予定日

- ③ 登校可能予定日になり、体調が良ければ保健室に行き健康チェックを受けてください。登校可能日になっても体調が優れない場合は、再受診して主治医に相談しましょう。

〈注意！〉

いきなり授業や大学の活動に参加しないこと。

※感染症に関する相談・診断書の内容についての質問等は、保健室までお問合せください。